

令和7年第1回町議会臨時会会議の経過（1月21日）

議

長

皆様、こんにちは。

ただいまから、令和7年第1回山北町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時20分）

それでは初めに、町長の挨拶を求めます。

町長。

町

長

皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年第1回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

初めに、本年は巳年でございますが、蛇は古代から再生や永遠の象徴とされ、皮を脱ぎ捨て新たな姿に生まれ変わる姿がその象徴とされています。こうした意味から、巳年は新しい挑戦や変化に対して前向きな姿勢を示すときとも言われております。町といたしましても、昨年スタートしました山北町第6次総合計画が目指すまちの将来像「みんなでつくる 心豊かに暮らせるまち やまきた」の実現に向けて、町議会と車の両輪のような関係を築きながら新たな挑戦に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、この冬も全国的にインフルエンザが流行し、厚生労働省によりますと、先月29日までに全国の医療機関から報告された患者数が1医療機関当たり64.39人と、現行の統計を始めて以来最多となりました。年明けからは減少傾向にあるものの、本町の小・中学校でも学級閉鎖の措置を取っていると報告も受けており、しばらくはインフルエンザの流行が続くことが予想されるため、手洗い、うがい等の基本的な感染予防対策を徹底し、議員の皆様も体調管理には十分に御留意くださるようお願いいたします。また、この季節は空気が非常に乾燥しやすい時期でもあります。全国的に火災が多く発生しておりますので、町民の皆様には改めて火の取扱いに十分に御注意いただきたいと思っております。

さて、町におきましては、新春を飾る恒例行事として今月5日に賀詞交歓

会、6日に消防出初式、そして12日には二十歳を祝う会を開催したところでございます。賀詞交歓会におきましては、8名の方々と一つの団体が町の発展に御尽力された御功績により受賞されました。

また、二十歳を祝う会におきましては、今年は85名の方が晴れて二十歳を迎えられました。二十歳を迎えられた皆様におかれましては、それぞれの夢や希望に向かって大いに活躍されるとともに、本町の未来を担う人材になっていただくことを心から期待しているところでございます。議員の皆様におかれましては、御多用のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

さて、令和7年第1回山北町議会臨時会では、足柄上衛生組合規約の変更についての案件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、全員協議会におきましては、山北町国民健康保険の財政状況について、足柄上地区新可燃ごみ処理施設整備事業等について及び川村小学校長寿命化改修についての3件を御説明させていただきました。

以上、よろしくお願い申し上げます、御挨拶といたします。

議長 臨時会の議会運営について、本日午前9時から議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長から審査報告を求めます。

議席番号1番、和田成功議会運営委員長。

1 番 和 田 皆様、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の審査を報告します。

本日午前9時から、役場401会議室において、委員全員、議長の出席の下、令和7年第1回山北町議会臨時会の運営について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

提出議案は、お手元に配付されておりますように、組合規約変更の1案件であります。

審議方法は、本会議即決とし、会期は本日1日限りといたしました。

なお、本会議前に全員協議会を開催し、町側からの案件について協議しましたが、本会議終了後には議会案件について協議するため、再度全員協議会を開催します。

以上で議会運営委員会の審査報告を終わります。

議長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は委員長報告どおり、本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議ないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
会議録署名議員に、議席番号3番、瀬戸伸二議員、議席番号9番、熊澤友子議員の2名を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第1号 足柄上衛生組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第1号 足柄上衛生組合規約の変更について。
足柄上衛生組合規約を変更することについて、別紙のとおり協議するものとする。

令和7年1月21日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、足柄上衛生組合でゴミ処理施設の設置及び管理に関することを共同処理するため、足柄上衛生組合の規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により協議したいので、同法第290条の規定により議決を求めるため提案するものです。

詳細については担当課のほうから行います。

議長 環境課長。

環境課長 それでは、議案第1号 足柄上衛生組合規約の変更につきまして、御説明申し上げます。

初めに、本規約を変更する趣旨でございますが、足柄上郡1市5町では、国や県が推進する循環型社会を目指すとともに、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を構築するため、ゴミ処理広域化事業を進めており、このたび新た

ゴミ処理施設の設置などに関する事務を足柄上衛生組合で共同処理することとしました。

そのため、足柄上衛生組合の規約に共同処理する事務を追加する必要が生じたことから、地方自治法の規定により協議したいので議決を求めるものです。

足柄上衛生組合規約の改正内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので、2枚おめくりください。

左側が変更後で、右側が変更前となっております。

第3条、組合の共同処理する事務の第2号に、ごみ処理施設（現に南足柄市並びに足柄東部清掃組合及び足柄西部清掃組合がそれぞれ設置する施設を除く）の設置及び管理に関することを加え、第2号を第3号とし、第3号を第4号とするものです。

1枚お戻りください。

こちらは、足柄上衛生組合規約の一部を改正する規約です。

附則。

この契約は、令和7年4月1日から施行するとしております。

なお、参考としまして、協議書（案）、現行の足柄上衛生組合規約及び地方自治法の抜粋を机上配付しておりますので、お目通しいただきたいと思えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第1号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

瀬戸伸二議員。

3 番 瀬 戸 3 番、瀬戸です。

上衛生が設置及び管理をするという形になっているんですが、そもそも論で恐縮ですが、なぜ上衛生が設置及び管理をするようになったのか、経過を報告していただきたいと思います。

議長 環境課長。

環 境 課 長 まず、経過でございますけれども、令和3年度の第2回の執行者会議でございますが、この中でこの新たな可燃ごみ処理施設及び不燃ごみ処理について、一部事務組合をつくるということを決定してございます。

また、その流れの中で、令和5年度の途中の経過がありますけど、結論か

らいきますと、令和5年度の第2回の執行者会議において、広域ごみ処理を担う事業主体につきましては、費用面や時間的猶予等の観点から足柄上衛生の事務範囲を拡大するという方針を出す。要は新しく組合をつくるよりも、既存のある一部事務組合のほうでその事務拡大することでやっていったほうが時間的とか費用的とか、そういった部分の有効性があるということの中で、足柄上衛生組合を拡大するというふうに方針を定めたところでございます。

議 長 瀬戸伸二議員。

3 番 瀬 戸 新たなごみ処理施設ということで、私は新しい組織をつくって運営する、それに特化した組織をつくって運営するのがベターじゃなかろうかと考えるんですが、今後について永久的に上衛生がその処理、管理を行っていくのか、新たな組織ができるのか、その辺はどうお考えでしょうか。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 現在は、先ほどの説明のとおり、足柄上衛生組合のほうが事業主体となってやっていくという考えであります。

議 長 ほかに質疑のある方。

児玉洋一議員。

11 番 児 玉 11番、児玉でございます。

今の質問の関連にはなるかと思いますが、今後、今までは協議会で、足柄上地区ごみ処理広域化協議会のほうで検討していた内容が、今後足柄上衛生に移行していくという話になってのことだと思いますけれども、今後の説明ですよね。今後の説明というのは、もう説明主体は足柄上衛生組合になるということで、まずいいのかどうなのか。あとそのメンバーというんですかね、新たに上衛生組合の中で組織がされるのか、それとも今やっているメンバーがそのまま同じ方が説明に当たってくるのか、その辺りをお聞かせください。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 まずは、この衛生組合に事務を移すということをお認めいただくというのが前提になるんですけれども、今後主体としましては、足柄上衛生組合のほうでそちらのほうに新しい課を新設した中で、ごみ処理の担当の課を新設した中で進めていくというふうに聞いているところでございます。

なお、衛生組合自体の組織体制の部分について、現行の形でいくのかどうかというところの部分につきましては、ちょっとその細かいところはまだつくらずに、衛生組合に事務を移行するということを考えているところでございます。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 であるならばなんですけど、何で急ぐのかなといったところが、そもそものちょっと疑問なんです。先ほど全員協議会の中でもパブリックコメントについての御説明がありました。ちょっと重複するかと思います。まるっきり同じことを言うかもしれませんが、説明は協議会がずっとそのまますればいいんじゃないかなと思うんです。近隣住民の理解が進んだのが令和6年10月ですよ。去年の10月ですよ。そこから3か月間の中で議論を進めなければいけない状況下に置かれていたのが、おそらく山北町議会を含め足柄上地区の1市5町の議会のほうに議論を投げかけられたけれども、ここにも、パブリックコメントのコメントにもあるように、これ事務局回答ですからね。「近隣住民の理解が進んでいない段階において、他地区の住民や各市町議員に対して具体的な説明を行うことを控えていました」と書いてあるんですよ。だから事務局が控えていったんですよ、説明を。なので、このまま協議会が継続をして、近隣住民に今後説明を、理解を得られるように丁寧に説明していくと言っているんですから、別に今このタイミングで衛生組合に移行しなくても、協議会のほうで真摯な説明を時間をかけてやればいいんじゃないかな。どうも令和11年度の稼働開始にこだわり過ぎていないかといったところが非常にちょっと腑に落ちない。もう少しゆっくり時間をかけて説明をして、やっぱり住民の理解を得ながら進んでいくといったところが必要なのではないかなと思うんですけど、その辺りどうでしょう。コメントがあればお聞きしたい。

議 長 町長。

町 長 児玉議員と瀬戸議員がおっしゃったことは、私も当然だというふうに思っていて、そもそも私1人だけが上衛生じゃなくて、一部事務組合で設立したほうが良いということで、ずっと言い続けておりました。

何が問題かという、まず組織体制が今のままでいくと2名、各町から出

ていますけど、山北町はそういうわけで、上衛生のほうについては、総務環境のほうから出ていませんから、そういうような問題があるんじゃないかと。それから何人が適正なのか。あるいは組織体制はどういうふうにしたほうがいい。そういうのをゼロからやったほうがいいというのが私の考えだったんですけど、1対5でほかの町がそういうことでなくて、とにかく早くそのままの形でやったほうがいいというようなことで、多数決で私の意見は通りませんでしたけども、同じようなおっしゃる意味は、私も以前から持っていましたので、そういったようなどういう協議をしてどういう組織が必要なのか、何名必要なのかというようなことが、本来はゼロからやったほうがいいんじゃないかなというふうに、私個人は思っておりますけど、残念ながら多数決で私の意見は通りませんでした。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 実は、この次の質問で、今町長にお話を伺おうかなと思ったことを町長がお答えいただいたので、まさに一般質問とかでも町長はそのような御発言をされているんですよね。ここは慎重にいくべきだとやっぱり思わざるを得ない状況で、なぜ今のこのタイミングで、令和7年の4月から施行ですかね。だったら、せめてもう少し遅らせて3月議会で上程するとかね。何でこれ今なんだろう。臨時議会を開いて、今なんだろうといったところがちょっと腑に落ちない。今後のスケジュールも含めて、今日仮に審議されます。今後のスケジュールも含めて、4月1日からですよ、衛生組合として移行されるのは。なぜ1月21日にこれをやって、どうなっていくのかといったところがちょっと見えないんですが、スケジュールの確認といったところで御答弁をお願いします。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 以前も御説明させていただきましたけれども、まず構成市町の議決を必要とします。その後、県知事の許可をいただくという流れになってございます。仮に4月1日のスタートを考えますと、リミットはこのタイミングになるということで、1月にさせていただいているのがございます。これは全体スケジュールの中で、どうしても構成町の中でも既存の施設、こちらがもう待ったなしの状況がございますので、そういった部分では一刻も早

く新施設に切り替えていきたいということの中の、全体スケジュールの中でこの日程になっているということでございます。

議長 長 ほかに質疑のある方。

なければ、児玉議員、大丈夫……。

府川輝夫議員。

8 番 府 川 一般質問でも町長と議論させていただいて、共通な事項が結構多いので、一般質問は一般質問として、今日この審査をするのに、児玉議員と重なるところがあるんですけども、私も、例えば足柄上清掃組合とか新しい一部事務組合をつくって、規模的に言うと、今の一部事務組合の事業規模よりも全然格段と違う規模の事業を始める。それとあと、町長もおっしゃられましたけれども、会計の独立性等も含めて、これだけの事業をするのであれば、焦らずにしっかりとした一部事務組合、そして一部事務組合の仕組みの、例えば議会の構成はこうだよというところまである程度固めた上でこういったものを諮るべきなのかなというふうに、ここの事務局ではないんですけども、協議会の事務局には非常に苛立ちを感じるところがあります。

まず、ここの内容ですね。最後になりますけども、町長の一部事務組合の考え方、もう少しお聞かせ願いたいと思います。

議長 長 町長。

町 長 基本的には、私としては三つの組合と言うんですか、東部と西部と南足柄の三つが一緒になるわけです。みんな違うわけです。1年遅れるか遅れないかというようなことで、三者が全く、1年遅れるだけで大変な費用がかかるところがいっぱいあるわけです。我々もそうなんですけども、そういったようなことが、基本的にはこういうような上衛生を使うというような結論というんですか、皆さんが選択したのではないかというふうに私は思っておりますけれども。基本的には、私は先ほども言いましたように、様々なものをもう少ししっかりとやったほうが、要するにごみの広域化ですから、それだけに特化したような考え方のほうがいいのではないかというふうに思っておりますけれども、なかなかほかの首長さん、あるいは東部、あるいは南足柄のほうは一刻でも早くやりたいという意見が多分強いんだろうというふうに思いますので、そういう中では、今回の事業はやはり1市5町で広域化でや

ったほうが効率がいいだろうというようなことで進めております。

当然、もし広域化に乗らない場合、西部だけでやった場合にどうなるかというシミュレーションも若干しております。そうしますと、やはりそのほうが費用負担はかなり上回ってしまうということと、延命化ですので、どう考えても15年か20年後にはできなくなるというような、いろいろな考え方の中で、決して私個人としては、先ほど府川議員からおっしゃられたように、筋論としては私のほうとしては、上衛生でなくてやるべきだというのは再三申し上げてはいたんですけど、令和5年のときの執行者会議や何かで多数決で決めなきゃいけないというようなことで、私は反対したんですけど、残念ながら多数決で決まってしまったというようなことで、根っこにある部分がどういうことなのかというのは皆さん、東部にしても南足柄にしても決して言いません。西部もそうなんですけど、みんなそれぞれが自分たちで考えて、そして一番いい方法をとということでやっておりますので、私としてはベストではないけども、よりベターな方法を選択しなければいけないということで、常に頭の中では、もしやらなかった場合にはこういうふうになる。町としては、ただ参加しなかった、あるいは1年遅らせた中でどういうふうにシミュレーションしなければいけないということがありますので、それらを頭の中のほうに入れて、取りあえず私のほうとしては今現在、この件については上衛生にするという件については、執行者の中では多数決で決めさせていただいた。そしてこの後については、あくまでも西部清掃としてどういうふうに一番言うべきなのかというふうなことを考えながら進めていきたいというふうに考えております。

議 長 ほかに質疑のある方。

和田成功議員。

1 番 和 田 先ほど回答の中にあったと思うんですが、令和5年度に上衛生のほうへ事務を統合するというか、移すという話が決まったというか、方向性が出たという答弁があったかと思うんですけど、それで令和6年の後半になって、この規約改正をという話が出てきたと思うんですけど、大分時間的に余裕があった。もう少しもっと前にきちっと方向性が出た時点で、説明なりなんなりをきちとした上で議案を提出するとかという方法が取れたんではないかと

思うんですよ。その辺が丁寧な説明がなく、もうタイムリミットですので何とかという話というのはちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですけど、その辺についてはどのようにお考えですか。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 令和5年ですけども、11月に執行者会議をして方向づけを、合意をしたということで、衛生組合に事務拡大しますというふうになりました。それを受けて、今度この協議会から衛生組合のほうに、そういう考え方で衛生組合のほうで受けられるのかどうかということを打診をさせていただいて、その回答が令和6年の4月に、要は衛生組合でやりましょうという回答が衛生組合の組合長のほうからあったという流れでございます。

ただ、その時点ではまだ岸地区の住民の方への説明の途中でございましたので、まずはそういったところがしっかりと確認ができないとということの中で進めてきた経緯でございます。

議 長 よろしいですか。

ほかに。

富田陽子議員。

7 番 富 田 今回の答弁及び先ほどの全員協議会での回答の中にも、今回のこのタイムリミットの前に、この岸地区での住民説明会が数回開かれて、その説明会で近隣住民の理解が進んだから、こういう今回の規約の変更の案が出たということなんですけれども、この住民説明会に参加させていただきましたけれども、住民の理解が本当に得られたか。皆さんが納得されて進められたというふうにはとても思えない内容だったと思います。そこはもう少し地元の自治体、内山地区にこれまで慎重に説明されてきたように、やっぱりこの岸地区の方々にも十分に説明をする時間というか、もう少し内容が十分に、例えば渋滞問題に関しましても、岸地区の方だけじゃなくて、山北の皆さんが使う道路でありますし、本当に山北の方にとってこのごみ処理の広域化が進むことがマイナスにならないような説明が必要だと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 地域の説明で、一番の理想は全員の方が賛成してもらえればいいんですけど

ども、なかなかこういう学校の統合の問題だとか、今回のこのごみの広域化だとか、いろんな問題があったときに、できれば一番全員が、皆さんが理解していただくのがベストだというふうに思っていますけども、なかなかやはりそれぞれの考え方もございますし、いろんな思いもあろうかというふうに思います。その中でも、やはりどこかで決めなきゃいけないという中で、おおむね学校の統合のときも、約7割、8割いけば前に進めたいというふうなことも言っていましたし、今回についても、おそらくアンケートを実際に行ったわけではございませんけども、そういう中では5回ほど説明会をさせていただいて、おおむね理解できたんじゃないかなというふうに思いましたし、いろんな地区の役員の方々と話をした中で、それでいいだろうというようなことも聞いておりましたので、そういう面で進めさせていただくというところでございます。

今、富田議員が言われたように、課題がいろいろあるだろうと。それを全部解決してからじゃないかというような、ちょっとニュアンスのところもございましたけども、やはりそれを待っていると、ずっといつまでたってもできないという状況になってしまいますので、今回もいろんな交通の問題とかいろんな課題がありました。それについては、いろんな会議の中で町としては岸地区からこういう要望が上がっている。ですからぜひしっかりと検討してほしいということで、当初は俎上に載っていなかったことを強く申し入れたことによって、しっかりと検討しましょうということで大分進んできたという経緯もございますので、やはりこういった課題はあろうかというふうに思っていますけども、課題を一つ一つしっかりと住民の声、それから町民の声を聞きながらそういう協議会、今度は一部組合になるんですか、そういった形の中でしっかりとそういった意見を反映していきたいというふうに考えてございますので、そういう思いでやってきたということで御理解いただきたいというふうに思います。

議

長

ほかに質疑のある方。

いらっしゃいませんか。大丈夫ですか。

それでは、質疑が終わりましたので、議案第1号について討論に入ります。

最初、反対討論から受け付けたいと思いますが、いらっしゃいますでしょ

うか。

児玉洋一議員。

11 番 児 玉

11番、児玉でございます。

私は、この原案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

本件については、衛生組合理約の一部改正のみの提案であるため、この文面だけを見れば、反対討論ができるような内容ではないのかもしれませんが。

しかしながら、本組合の共同処理事業に「ごみ処理施設の設置及び管理に関すること」の文言が加わるということは、現在検討が進められている足柄上地区新可燃ごみ処理施設において、山北町並びに足柄上地区1市4町の事務負担や経費負担、搬入搬出時の交通安全対策など、多くの課題が明らかになっていないこのタイミングでなぜ規約の変更が必要なのか。審査に当たり懸念が生じるため、反対討論という形で述べさせていただきます。

その主な理由は次のとおりです。

一つ目、足柄上地区新可燃ごみ処理施設整備事業は、現在、南足柄市に事務局を置く足柄上地区ごみ処理広域化協議会が検討を進めているが、今このタイミングで「当該事業の設置及び管理に関すること」を足柄上衛生組合へ移行するメリットが分からないこと。

二つ目、当該整備事業の概算建設事業費は142億円から190億円と高額な費用がかかると聞いているが、足柄上地区関係市町の費用負担等が明らかになっていないこと。

三つ目、既存のごみ処理施設の足柄西部清掃組合で管理する足柄西部環境センター、足柄東部清掃組合で管理をする大井美化センターの今後の運用について明らかになっていないこと。

四つ目、当該事業の建設予定地は南足柄市清掃工場跡地と聞いている。施設稼働後、ごみ収集車等の搬入搬出における周辺道路の交通安全対策に対する説明が十分ではないこと。

五つ目、当該事業の稼働に当たり実際の町民負担（家庭ごみ有料化等の増減）が明らかになっていないこと。

以上、多くの課題がまだ明らかになっていない状況であるだけでなく、これまでの定例会一般質問と公式の場においても、町長は、「当該事業に反

対の意向を示したが、賛成多数で可決をされてしまった」と。そういった答弁は住民説明会の場においても、当該事業は安易な進め方をしてはいけないと慎重な考え方を示されています。

したがいまして、ここでは、足柄上衛生組合の共同処理事業を急ぐのではなく、いま一度足柄上地区ごみ処理広域化協議会を中心に専門的な調査を進めるとともに、十分な町民説明と理解を図ることが必要であると考えます。

議員の皆様におかれましても、いま一度、町民の代表であるということに立ち返って、私の趣旨に御賛同いただきますようお願いを申し上げて、原案に対する反対討論といたします。

以上です。

議長 次に、賛成者の発言を求めます。

和田成功議員。

1 番 和 田 議席番号 1 番、和田成功です。

私は、議案第 1 号 足柄上衛生組合規約の変更について、原案賛成の立場から討論いたします。

足柄上地区 1 市 5 町における既存のごみ焼却施設については、南足柄市清掃工場と大井美化センターが40年以上、足柄西部環境センターについても30年以上が建設から経過し、老朽化が進行している状態となっております。

足柄上地区新可燃ごみ処理施設整備事業は、地域の公衆衛生の向上と維持を長年にわたり図るとともに、地域の循環型社会形成及び安定かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を目的に各種検討が進められてきたもので、構成市町が同じである足柄上衛生組合で事務を行うことに対して、一定の理解はできるものであります。

この議案は、足柄上衛生組合でごみ処理施設の設置及び管理に関することを共同処理するために規約を変更するものであります。

もし、この議案が否決されると、本事業が遅延してしまうとともに、既存施設の延命化費用や、近年の建設資材及び人件費の高騰等、構成市町へさらなる財政的負担を強いることにもなりかねません。今後、様々な事業において広域化が進められていく中、近隣市町との関係性において多大な影響を及ぼすことも想定されます。

このような理由により、今後も諸事項に対し慎重に協議を進めていくことを求めながら、本議案に対して賛成いたします。

以上。

議長 次に、反対者の発言を求めますがございますでしょうか。

富田陽子議員。

7 番 富 田 私は、議案第1号 足柄上衛生組合規約の変更についての議案に反対の立場から討論いたします。

一つ目の理由は、規約の変更理由である新可燃ごみ処理施設に関して、住民の方々が交通渋滞等の心配、不安に思っていることが払拭されていないと思うからです。岸地区において、住民説明会が数回にわたり開催されましたが、それに関して近隣住民の理解が得られたという認識で今回の議案が提出されましたが、近隣住民の理解が十分に得られたとは言い難いと思います。納得して終わったというよりは、半ば強引に終了した感じが否めません。

二つ目は、ごみ処理広域化の全体像が明らかになっていないからです。

令和3年度に出された足柄上地区ごみ処理広域化に向けた基本方針の中では、不燃・粗大ごみ処理施設や資源化施設について、令和4年度までに方向性を決定しますとありますが、まだ方向性は見えておりません。加えて、一番住民に直結するごみ袋の問題、統一のごみ袋の導入の検討も、令和5年度までに決定するとありますが、まだ見えていません。

ごみ処理を広域化することは賛成いたします。さらに、既存の可燃ごみ処理施設の老朽化が進み、新可燃ごみ処理施設の建設は待ったなし、財政面、環境面においても早いほうがいいというのは理解いたしますが、新可燃ごみ処理施設の建設だけが先走りして、全体像がどうなるのか。資源化の統一はどうなるのか。それに伴い、西部清掃の施設も今後どうなるのか等、課題、不明点が多いです。新可燃ごみ処理施設が地域の循環型社会の中核施設として計画されているならば、それに付随するほかのごみの処理や減量化、資源化などの全体の方向性も明確化していただきたいと思います。

ごみは生活する上で、全ての住民一人一人、誰もが毎日向き合うものです。なるべく出たくない、増やしたくないものではありませんが、出さずにはいられませんし、ごみを出す一人一人に責任があります。行政で様々な種類の

ごみを家の近くまで回収してくれ、処分してくれることは大変にありがたいことであります。ごみを処理するということ、毎日向き合うこと、それを踏まえ今後の住民説明会に加え、もっと決定前に住民を巻き込み、意見を聞き、一人一人の自分事として考える、話し合う、意見を聞く場を、今後さらなる丁寧な説明の場を求めることの要望を加えて、討論を終了させていただきま

議 長 次に、賛成者の発言を求めますがいらっしゃいますでしょうか。

瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 賛成討論をする前に、一言ちょっと申し上げさせていただきたいことがございます。

まず、この案件は、令和2年から提示されていることでございます。先ほど賛成討論の立場の方でも、行政の説明が少ないというようなことを言われていました。しかしながら、それは行政の説明がなかったということだけ追求していいことなののでしょうか。議会はこのことに対して、令和2年から基本方針が出てからも何も議論しておりません。富田議員が申されたようなもろもろのことに対して、当然出てくることなんです。それらを議会としては何もできなかった、していなかったということ、私は大いに反省の余地があるということ、逆に恥を知れというようなことを心の中に置いております。

それでは、賛成討論をさせていただきます。

私は、議案第1号 足柄上衛生組合規約の変更について、原案に賛成の立場で討論します。

令和2年12月に町議会全員協議会で、「足柄上地区ごみ処理広域化に向けた基本方針(案)」が説明され、その後パブリックコメントを経て、令和3年4月に策定されました。その基本方針の中で、組織体制について一部事務組合または事務委託方式による運営がよいと方向性が示されております。

また、令和6年4月に足柄上衛生組合長(本山松田町長)が一部事務組合で運営していくことを了承され、令和7年4月1日から同組合が事業主体となり、広域ごみ処理に関わる事務を担う旨の回答があったと、令和6年11月25日の町議会全員協議会において報告がありました。

しかしながら、町議会への説明不足とのことから、改めて本日における議

案上程となりましたが、各市町議会の議決を経なければ、自治法に関わる神奈川県知事への規約変更許可申請手続きができないため、さらに年月が遅れるとともに、費用も増大してしまう可能性があります。

広域化への足並みは、ごみ処理広域化事業だけではなく、公共交通、福祉等多くの案件があり、広域連携は今後の町民福祉の向上から見ても重要なことで、代替案もなく規約改正に反対することは避けなければなりません。

本日まで各議員は情報収集や検討されたと思いますが、広域ごみ処理に関わる事業主体は足柄上衛生組合で担うことが妥当と考え、本議案に対して御賛同をお願いしたいと思います。

以上で、私の賛成討論といたします。

議 長 次に、原案に反対者の発言を求めますがいらっしゃいますでしょうか。

府川輝夫委員。

8 番 府 川 私、府川輝夫は、議案第1号 足柄上衛生組合規約の変更について、反対の立場で討論をいたします。

平成25年4月に、足柄上地区資源循環型処理施設整備準備室を再開し、平成27年11月には南足柄市内山地区で第1回目の説明会がありました。これを受け、内山自治会は臨時総会を開き、反対の総意を市長へ提言をされました。そうした中、平成28年6月、南足柄市より小田原市との2市協議のため活動を休止したいという申出があり、2市の合併が整わなかった身勝手により、平成30年2月にごみ広域化の協議を再び開始をいたしました。

令和4年7月、南足柄市長は、なぜか内山地区住民の一定の理解を得たと判断し、事業推進を表明しました。令和5年4月に足柄上地区ごみ処理広域化協議会に名前を変え、南足柄市清掃工場の建て替えありきで可燃ごみに特化した広域の施設建設計画を進めてきました。

令和5年11月15日から令和6年10月10日までの5回の岸地区住民説明会では、建設地の選定、ごみ収集車の運送・搬送経路、車両の台数や道路交通の安全性確保等の地元意見が多く出された。これに対して、足柄上地区ごみ処理広域化協議会の事務局は聞く耳を持たず、一切の対応もしない発言のみで、その傲慢な姿勢では解決の道は見いだせないと感じました。

また、この岸地区の住民説明会では、参加住民は納得して賛成したのでは

なく、大方の住民は仕方なく受け入れたと思われるし、強く反対された住民も多くいました。そもそも広域化はスケールメリットが目的だが、1市5町の人口規模の10万人ではそのメリットを生み出すことは難しい。メリットが出る工夫、可燃ごみ以外の全てのごみの一元処理、地域全体を一つと考えるICTを活用したごみ収集車の対応等、効率的で費用削減効果を生み、全ての住民が利益を受ける仕組みを図るべきである。また、山北町においては、西部清掃工場等の今後の姿が見えず、撤去する場合は、開成町との2町で費用を支出することにより大きな負担が見込まれる。

南足柄市清掃工場は老朽化のための建て替えを広域化との大義とし、可燃ごみ限定とし、工場の撤去費や建設費を1市5町で出し合い、南足柄市では過度な負担は発生しない手法です。この状況では、南足柄市の利益しか見えてこず、足柄上地区全体の利益になる理由が見いだせません。そして、広域化にかかる建築費は150億から200億円とも言われています。維持管理費用も示されておらず、全ての懸念事項が見えない状況で、一部事務組合の在り方を議論すべきではありません。

足柄上衛生組合では、令和6年4月1日に南足柄市長と同組合長との間で、令和7年4月1日から広域ごみ処理に係る事務を担う約束を交わしました。このことは、足柄上衛生組合の議会でも合意形成をされておらず、住民や議員を無視して進めてきたと言わざるを得ません。事業の重要性と規模の大きさ、会計の独立性を踏まえ、新たな一部事務組合をつくるべきと考えます。

議会制民主主義においては、三つの原理があると認識しています。それは代表の原理、そして審議の原理、さらには行政監督の原理であります。今進めているごみ広域化と照らし合わせた場合、住民を代表する議員として、十分な審査の必要性として事業の監督や監視役として発言をさせていただいております。

広域化の考えは、人口のさらなる減少と将来の財政問題を考えると必要なことと考えますが、1市5町の住民はこの利用者であり、そして経営者でもあります。ぜひ自分のこととしてこの問題を考えるべきであります。足柄上地区ごみ処理広域化協議会は、住民の小さな声を聞き、住民の福祉の向上、持続的な運営等につながるために、住民や議会を軽視せず、全てのグランド

デザインが示されることを求め、この規約変更に反対をいたします。

足柄上衛生組合規約の変更に関わる範囲を超えた発言もしましたが、この議案を議論する上で必要と考えておりますので、御容赦願いたい。

以上です。

議長 次に、原案に賛成者の討論を求めますがいらっしゃいますでしょうか。
大野徹也議員。

6 番 大 野 私は、議案第1号 足柄上衛生組合規約の変更について、原案に賛成の立場で討論します。

ごみ処理事業は、町民への行政サービスとして必要不可欠であり、地域の公衆衛生の向上と維持を図るとともに、環境への負荷をできる限り低減した循環型社会を形成するため、また、1自治体の財政的負担軽減を図る上でも、1市5町によるごみ処理広域化は重要であります。

さらに、県西地域の小田原・足柄下郡ブロックでも、ごみ処理広域化に向けた検討が進められている状況であり、令和7年度中に足柄下郡で2系統を1系統に集約し、いずれは1系統に集約する計画が進行しており、広域化による循環型社会の形成が環境問題の一つの解決策となっております。

当町と開成町で運営しているごみ処理施設の足柄西部環境センターは、建設から30年以上が経過し、老朽化が進行しており、各設備の延命整備事業もその都度必要な状況となっております。

この議案が仮に否決となると、足柄上地区新可燃ごみ処理施設整備事業の遅れによって、当町のみならず構成市町にさらなる財政負担を強いることになり、今後、災害発生時の広域連携などにおいて構成市町との関係性に支障を来すおそれがあります。また、この事業は当町だけで進められる事業ではなく、1市5町の連携は必要不可欠であります。

このようなことから、今後の整備事業計画の具体的進展に伴い、事業費や関連する事項に対して慎重に協議を重ねることを求め、本議案の賛成討論とします。

議長 次に、原案に反対者の発言を求めますがいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらないようですので、それでは次に、原案に賛成者の発言を求めますがいらっしゃいますか。

いらっしゃらないようですので、これで討論が終わりましたので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。
議案第1号について、原案に賛成者は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。よって、議案第1号は原案どおり可決されました。
以上をもちまして、令和7年第1回山北町議会臨時会の議事日程を終了しましたので、閉会といたします。
なお、11時30分より全員協議会を再度行いますので、議員は会議室にお集まりください。11時30分です。(午前11時19分)